

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 7 号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 3 5 条第 3 項中「同条第 1 号または第 2 号」を「同号または同条第
2 号」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の後ろに「「特定教育・保育施
設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」
とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に
限る。以下この項において同じ。）」と，」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。